

はじめに

◎第19期287回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員：小中、葛西、安部、扇谷、仁田、田中、濱田、吉田、森、影原委員

欠席委員：欠席者無し

開催日時：平成23年6月21日（木） 14：10～15：40

開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所3階会議室

議題

**1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（諮問）**

ずわいがに、まさば及びごまさばの平成23年漁期(平成23年7月から平成24年6月)のTAC(漁獲可能量)が国から示されました。島根県においては、今漁期のさば類の漁獲が好調だったことから国へ配分数量の増枠を要望していました。この要望を受けて配分数量の増枠が認められました。

これを受け、島根県の計画も変更するために、知事から隠岐海区漁業調整委員会へ諮問されました

| 第一種特定海洋生物資源の種類 | 平成22年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで)の知事管理量 | 平成23年1月から12月まで(ずわいがに、まさば及びごまさばについては平成23年7月から平成24年6月まで)の知事管理量 |
|----------------|---|--|
| まいわし           | 若干  | 若干   |
| まさば及びごまさば      | <del>12,000</del> 14,000 トン                                   | 15,000 トン  |
| まあじ            | 38,000 トン   | 37,000 トン  |
| するめいか          | 若干  | 若干   |
| ずわいがに          | 若干  | 若干   |

《審議の結果》この諮問について、異議無しの答申をすることとなりました。

**2. 第13期第1回島根県連合海区漁業調整委員会について（報告）**

平成23年5月24日に松江市(松江テルサ)で開催されました第13期第1回島根県連合海区漁業調整委員会について事務局より報告がありました。

(1)会長及び会長職務代理者の互選について(協議)

会長：小中竹雄(隠岐海区) 会長職務代理者：岸宏(島根海区)

(2)島根県沖合海面における延縄漁業(ふぐ浮き延縄漁業は除く)の操業に関する委員会指示について

平成23年5月31日をもって期間が満了する当該委員会指示の継続について協議しました。協議の結果、大きなトラブルもなく、効果も認められることから引き続き3年間指示を継続することになりました。

(4度目の更新)

(3)全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について(5月17日東京にて開催)

6月17日に農林水産省、外務省、衆参農林水産委員会委員長等への要望活動が実施されるにあたって、海区漁業調整委員会制度の維持や外国漁船問題、漁業者の安全操業の確保、沿岸漁業の秩序維持等の事項が承認されました。

**3. 日韓漁業共同委員会の結果概要について（報告）**

平成23年2月15～18日に開催された日韓漁業共同委員会第3回小委員会及び2月18日に開催された日韓漁業共同委員会について島根県水産課より報告がありました。今回の交渉における合意内容は以下(1)～(4)の事項です。

(1)2011年の操業条件等

①日韓両国の総漁獲割当量は60,000トン(対前年同比)、総許可隻数は870隻(対前年比30隻減)

②韓国はえ縄漁船については、前年比で15隻減

(2)協定9条1水域(日本海暫定水域)における資源管理等

①両国は当該水域の資源調査・評価に関するロードマップ(工程表)を作成する協議会(科学者等で構成)を設置。

②両国は当該水域における海底清掃事業の維持・拡大を行うとともに、当該水域の資源管理及び操業秩序確保のため、現在行われている民間協議を積極的に支援

(3)日本排他的経済水域内における韓国漁船の管理等

①韓国政府は、韓国漁船の日本水域での違法操業を防止する観点から、協定9条1水域の浜田沖と隠岐北方水域へ漁業指導船1隻を常時配置(10月から翌年3月まで)

②配置された漁業指導船は、当該水域での漁具実名制の実施状況の確認

(4)その他

①韓国漁船による廃棄漁具処理経費の費用負担のあり方の協議の継続

②共同委員会下部機構である小委員会への漁業者代表の参加の継続

委員からは、韓国の底刺網の対象魚種や許可関係、韓国漁船の侵犯について、小委員会への漁業者代表参加継続について等々意見が出されました。

**4. 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐる漁業の届出について（報告）**

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第28号に基づいて今年度からスタートする当該届出制度について水産局より改めて説明及び届出状況[表2]について報告がされました。

委員からはくろまぐるのサイズによる区分けや、許可漁業については届出が不要であることの確認や意見がありました。

[表2]

|             |     |
|-------------|-----|
| JFしまね西郷支所管内 | 24名 |
| JFしまね浦郷支所管内 | 53名 |
| 海士町漁業協同組管内  | 12名 |
| 計           | 89名 |

**5. 隠岐海区沿岸いか釣・小型いか釣漁業の操業承認について（報告）**

隠岐海区漁業調整委員会指示第22-1号にて求めている隠岐沿岸いか釣・小型いか釣漁業の操業承認状況(表3参照)について事務局より説明がありました。

[表3]

|     | 北海道  | 福井県 | 兵庫県  | 鳥取県  | 県内地元外船 | 合計    |
|-----|------|-----|------|------|--------|-------|
| H21 | 1(0) | 0   | 8(1) | 9(0) | 0      | 18(1) |
| H22 | 0    | 0   | 8(1) | 7(0) | 2(0)   | 17(1) |
| H23 | 0    | 0   | 7(1) | 4(0) | 3(0)   | 14(1) |

※ ( )内は沿岸いか釣(5ト未満)の内数を示す。

**6. 地びき網漁業許可の発給について（報告）**

平成23年4月12日付けで許可された地びき網漁業の操業状況について報告されました。数十年ぶりに復活した漁業ですが、当初は漁具の調整が上手くいかず、思うように網を引くことができなかったようです。その後、漁具調整を行いながら、数回操業が行われているということが報告されました。

おわりに

◎各地で猛威を振るった台風も過ぎ、肌寒い季節に移り変わってまいりました。ケンサキイカはシーズン終盤を迎えましたが、各地で順調な水揚げが続いております。タウリン豊富なケンサキイカを是非ご賞味ください。

**連絡先**  
 隠岐支庁水産局内  
 隠岐海区漁業調整委員会事務局  
 Tel：08512-2-9669  
 Fax：08512-2-9674